

第2節 乗車券の改札及び引渡し

(普通乗車券の改札及び引渡し)

第140条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に当該乗車券を係員に呈示して改札を受けるものとする。なお、途中駅で下車した後、乗継ぎをする際にもこれを係員に呈示して改札を受けるものとする。

2 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

(定期乗車券の改札及び引渡し)

第141条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に、直ちに、これを係員に引き渡すものとする。

(回数乗車券の改札及び引渡し)

第142条 回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して改札を受け、旅行を終了した際に、これを係員に引き渡すものとする。

(団体乗車券又は貸切乗車券の改札及び引渡し)

第143条 団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際又は途中下車をする際等には、当該乗車券を係員に呈示して改札を受けるものとする。

2 前項の引率者は、団体旅客又は貸切旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引き渡すものとする。

(自動改札機による乗車券の改札及び引渡し)

第144条 エンコード乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際、又は旅行を終了した際に、当該乗車券を自動改札機に投入することにより、第140条、第141条第1項及び第142条に規定する係員による改札又は引渡しに代えることができる。

第3節 特別急行券、特別車両券、個室券の改札及び引渡し

(特別急行券、特別車両券、個室券の改札及び引渡し)

第145条 特別急行券、特別車両券、個室券を使用する旅客は、特別急行列車に乗車する際に、その使用する特別急行券、特別車両券、個室券を係員に呈示して改札を受け、又、下車した際等に使用済みの特別急行券、特別車両券、個室券を係員に引き渡すものとする。